

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年8月10日(2017.8.10)

【公開番号】特開2017-18707(P2017-18707A)

【公開日】平成29年1月26日(2017.1.26)

【年通号数】公開・登録公報2017-004

【出願番号】特願2016-211539(P2016-211539)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成29年7月3日(2017.7.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

始動領域に対する遊技球の通過状態に応じたレベルの信号を出力するスイッチ手段と、前記スイッチ手段により出力される信号に基づいて、予め定められた間隔で繰り返し実行される反復処理により、前記始動領域を遊技球が通過したか否かを判定する判定手段と、

前記判定手段により前記始動領域を遊技球が通過したことが判定された場合、遊技者に利益を提供するか否かを判定することが可能な利益提供判定手段と、

複数の図柄で構成される第1図柄列および第2図柄列を表示手段に変動表示させてから、前記第1図柄列および前記第2図柄列を、前記利益提供判定手段による判定結果を示唆する図柄で前記表示手段の所定の表示領域にそれぞれ停止表示させる図柄演出を行わせる図柄演出制御手段とを備え、

前記判定手段は、

前記スイッチ手段により出力された信号のレベルが所定の閾値レベルよりも第1方向に位置すると判定する第1判定、又は、当該信号のレベルが当該所定の閾値レベルまたは当該所定の閾値レベルよりも前記第1方向と反対の第2方向に位置すると判定する第2判定を行う信号レベル判定手段と、

第n(nは自然数)回目の反復処理における1回の前記第1判定が行われてから第n+1回目の反復処理において前記第2判定が行われると、当該第n+1回目の反復処理において更に判定が行われ、当該判定が前記第2判定である場合に、前記始動領域を遊技球が通過したと判定する通過判定手段とを有し、

前記図柄演出制御手段は、

前記第1図柄列の図柄を通常表示態様とは異なる特別表示態様で停止表示させた後に、前記第2図柄列の図柄が、前記第1図柄列の図柄と同一の図柄で停止表示される可能性があることを示唆する、通常変動表示とは異なる特定変動表示を行わせることが可能である、遊技機。

【請求項2】

前記図柄演出制御手段は、

前記利益提供判定手段により遊技者に利益を提供すると判定された場合、前記特定変動表示が行われた後に、前記第2図柄列の図柄を前記第1図柄列の図柄と同一の図柄で停

止表示させることが可能であり、

前記利益提供判定手段により遊技者に利益を提供しないと判定された場合、前記特定変動表示が行われた後に、前記第2図柄列の図柄を前記第1図柄列の図柄とは異なる図柄で停止表示させることが可能である、請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記利益提供判定手段による判定結果に基づいて、少なくとも、遊技者に有利な第1の利益または前記第1の利益よりも利益度合いが高い第2の利益を提供することが可能な利益提供手段を更に備え、

前記利益提供手段は、前記特定変動表示が行われた後に前記第1図柄列の図柄および前記第2図柄列の図柄が同一の図柄で停止表示されたとき、前記第1の利益よりも前記第2の利益を高確率で遊技者に提供する、請求項2に記載の遊技機。